**令和６年度地域医療介護総合確保基金（医療分）にかかる**

**新たな事業提案の募集について**

**１．事業提案募集の趣旨**

* 本県では、地域医療介護総合確保基金（別添１参照）を創設した平成26年度に各医療機関・団体等から事業提案を募集し、それらも参考に県計画を作成の上、事業実施してきました。
* また、平成28年3月には「滋賀県地域医療構想」を策定し、医療需要の将来推計や構想区域（二次保健医療圏）ごとの課題・施策等についてとりまとめたところです。
* こうした経過を踏まえ、昨年度に引き続き、令和６年度（2024年度）の県計画に位置付ける事業の検討にあたり、地域課題の解決に向けた新たな事業提案を募集するものです。

**２．募集対象事業**

* 地域医療介護総合確保基金（医療分）は、以下の①、②、④、⑥に該当する事業が対象となります。

①-１ 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

①-２ 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業

② 居宅等における医療の提供に関する事業

④ 医療従事者の確保に関する事業

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

　　※原則として、国が示す事業例（別添２「地域医療介護総合確保基金（医療分）事業例」）に記載された事業またはこれらに準ずる事業が対象となります。

　　※診療報酬、介護報酬および他の補助金等で措置されているもの（介護保険事業による在宅医療・介護連携推進事業等を含む）は本基金の対象外となります。

※ソフト事業は2/3補助、ハード事業は1/2補助となります。（継続事業は除く）

　また、新規事業については原則として国の内示日（令和４年度は８月５日）以降に着手可能となります。

※なお、地域医療構想は精神科病床を対象としていないため、区分①-１における精神科病床のみの整備は本基金の対象外となります。

**３．募集期間・提出書類**

令和５年６月16日（金）まで

区分①-１・①-２・②・④・⑥の事業すべて

（医療機関の施設・設備（ハード）整備・ソフト整備、新規事業・継続事業を問わず、すべての

事業）

＜提出書類＞・「令和６年度地域医療介護総合確保基金（医療分）事業提案調査票」

・「各病院における2025年までのハード整備意向調査　調査票」

　　（ハード整備を行う事業のみ）

※令和７年度以降のハード整備については、事業提案調査票を提出いただく必要はありません。

**４．提出方法・提出先**

　（１）提出方法

　　　上記提出書類に記載の調査票に必要事項を記入の上、電子メールにより提出してください。

　　　なお、「各病院における2025年までのハード整備意向調査　調査票」については、別添３の記

入要領を参照し、「令和６年度地域医療介護総合確保基金（医療分）事業提案調査票」につい

ては、別添４の作成要領を参照して記入してください。

　（２）提出先

各圏域の保健所（地域医療構想調整会議事務局）までお願いします。

　　　　　※ただし、大津圏域は、滋賀県健康医療福祉部医療政策課までお願いします。

　（３）調査票等の掲載場所

* 調査票等については、県ホームページに掲載しています。また、これまでの県計画についても掲載していますので参考にしてください。

　※ホームページURL

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/iryo/300202.html>

（滋賀県ＨＰから「県民の方」→「健康・医療・福祉」→「医療」→「助成・支援・援助」

　→「地域医療介護総合確保基金について」）

**５．事業提案にあたってのお願い**

○　これまで実施していない新規事業について積極的な提案をお願いします。

**〇　昨年度不採択であった事業と同趣旨、同事業内容の提案はお控えいただくようお願いします。**

〇　個別の病院に必要な事業ではなく、圏域の課題解決に向けた事業について提案をお願いします。地域医療構想との関係や圏域への波及効果などを必ず記載してください。

〇　標準事業例の対象となる事業が逐次拡充されています。最近のものは（別添５）の厚生労働省通知（R03.02.19、R03.08.12、R03.09.28）をご覧ください。

＜区分①-１および①-２の事業について＞

* 区分①-１のうち「病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」および区分①-２は、構想実現に向けた重点事業として促進していきたいと考えていますので、早期の取組について検討をお願いします。少しでも可能性があれば提出をお願いします。
* また、地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用や病院の再編統合にかかる費用等も対象となっておりますので、検討をお願いします。（詳細は別添５「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱いについて」参照）

＜区分②・④の事業について＞

* 区分②・④の事業については、既にこれまでの県計画に基づき県全域を対象とした事業を実施しています。今回の事業提案募集にあたっては、これら既存事業の実施だけでは解決できない地域課題があり、その課題を解決するために必要な新規事業について提案をお願いします。（既に県の事業として行っている事業については、事業ごとに募集を行いますので、提案しないようお願いします。）

**６．提案事業の取扱い**

* 提案いただいた事業については、適宜事業内容等の確認をさせていただくことがあります。また、最終的には地域医療構想調整会議等にて提案者から地域医療構想との関連も含め事業内容を説明していただき、議論を行っていただく場合もあります。
* 今回の募集は、令和６年度基金事業として国へ申請するための参考とするものであり、提案いただいた事業がそのまま県計画に記載され、実施事業となるものではありませんので御了承ください。

〔県庁担当課〕

滋賀県健康医療福祉部医療政策課企画係（担当：村井）

　　　　〒520-8577　大津市京町四丁目１番１号

　　　　TEL：077-528-3611　　FAX：077-528-4859

E-mail：ef00@pref.shiga.lg.jp